

佐賀県公示（会第3203号）

佐賀県財務規則に基づくかいの出納員となる者の指定（平成28年3月31日佐賀県公示会第4111号）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
所管部等	かいの名称	出納員に指定する職	所管部等	かいの名称	出納員に指定する職
略			略		
地域交流部	佐賀空港事務所	<u>副所長</u>	地域交流部	佐賀空港事務所、博物館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館	総務課長
	博物館、名護屋城博物館、佐賀城本丸歴史館	総務課長			
	九州陶磁文化館	企画総務課長		九州陶磁文化館	企画総務課長
県民環境部	図書館	企画・情報課長	県民環境部	図書館	企画・情報課長
	環境センター	<u>総務課長</u>		環境センター	<u>副所長</u>
健康福祉部	保健福祉事務所	<u>企画経営課長（企画経営課長を置かない場合は、副所長）</u>	健康福祉部	保健福祉事務所	<u>保健医療企画課長（保険医療企画課長を置かない場合は、副所長）</u>
	総合福祉センター、療育支援センター、虹の松原学園、食肉衛生検査所	総務課長		総合福祉センター、療育支援センター、虹の松原学園、食肉衛生検査所	総務課長
	精神保健福祉センター	副所長		精神保健福祉センター	副所長

産業労働部	関西・中京事務所、工業技術センター、窯業技術センター	副所長
	産業技術学院	総務企画課長
略		

産業労働部	関西・中京事務所、工業技術センター、窯業技術センター	副所長
	産業技術学院	副学院長
略		